

令和4年度 第4回公立大学法人岐阜県立看護大学経営審議会 議事録

- 1 日時 令和5年3月22日(水) 14:53~16:04
- 2 場所 公立大学法人岐阜県立看護大学 会議室1
- 3 出席者 北山理事長、森委員、松下委員、土井委員、田村委員、大塚委員、佐藤委員
事務局 小原総務課長、清水学務課長、齊藤主任、大野主事
欠席者 松井委員

4 議事概要

令和4年度第3回議事録(案)について

事務局より資料1に基づき説明がなされ、案のとおり承認された。

審議事項

(1) 令和4年度収支補正予算について

事務局より資料2に基づき説明がなされ、審議の結果、案のとおり承認された。
審議における質問・意見は以下のとおりであった。

- 職員の欠員補充状況について質問があり、令和4年度中に補充はなかったが、令和5年度当初より補充される見込みであることが説明された。
- 入学金収入の減額理由について質問があり、大学院博士前期課程において、入学者数が定員の12名に満たない状況となったため当初の見込みより減額していることが説明された。

(2) 令和5年度収支予算について

事務局より資料3及び別添資料に基づき説明がなされ、審議の結果、案のとおり承認された。

審議における質問・意見は以下のとおりであった。

- 光熱水費の高騰に対する運営費交付金の措置について質問があり、令和4年度はほぼ実績どおり補填されること、令和5年度についても補正対応とされており、実績をもとに補填されるよう県と協議をしていくことが説明された。
- 積立金の活用計画について質問があり、繰越積立金については実施事業をリスト化して令和5年度以降も実施する予定であること、不足が見込まれる場合には毎年度の剰余金も活用しながら実施していくことが説明された。
- 図書館運営費でのオンラインジャーナルの購入等について、円安の影響で費用負担が大きくなっているため、蔵書の構成等を適宜見直していく必要があるとの意見が出された。

- 新奨励金制度について質問があり、以下のとおり説明がなされた。
 - ・経済的支援など他の奨学金を受給している学生も対象となること。
 - ・審査基準となる成績は、3年次生の領域別実習の成績を含めた GPA を対象とすること。
 - ・給付者は予算の範囲内で決定するものとし、毎年度 10 名前後を予定していること。
 - ・県外出身者には入学金の差額分を加算することについて、入学後は県内出身者も県外出身者も本学の学生であるため、一律にしても良いのではないかとの意見が出された。これまで県外出身者の県内就職率が高くないこと、近年入学者に占める県外出身者の割合が高くなっていることを踏まえて、他の公立大学の事例も紹介しつつ、入学金の差額分を加算する制度設計としていることが説明された。
 - ・制度について、学生に対して十分に周知・広報してもらいたいとの意見が出された。

(3) 経営に関する令和 5 年度年度計画について

事務局より資料 4 に基づき説明がなされ、審議の結果、案のとおり承認された。審議における質問・意見は以下のとおりであった。

- 事務の効率化の目的について質問があり、事務の属人化を防止すること、前例踏襲や慣れの是正を目的としていることが説明された。委員からは、業務が属人化することによりコスト削減が難しくなることから、業務の平準化を図るよう意見が出された。
- 経営状況や決算情報の共有方法について質問があり、教授会で説明・報告する旨が説明された。委員からは、良かったことのほか、課題やその解決に向けた取組をあわせて共有することで、大学全体が同じ方向を向いて課題に取り組めるようにしてもらいたいとの意見が出された。
- 事務職員の人材育成について、事務職員の SD を充実させて大学全体について理解を促し、事務職員の知恵も活用して学生募集等の大学運営を行ってもらいたいとの意見が出された。

報告事項

- (1) 債務負担行為の設定について
 - (2) 公立大学法人岐阜県立看護大学契約職員給与規程の一部改正について
 - (3) 教員及び職員の人事について
 - (4) 令和 5 年度職員体制について
- 事務局より資料 5、資料 6、資料 7、資料 8 に基づき報告がなされた。

5 閉 会